

平成24年9月19日

交通安全対策特別交付金の交付決定（平成24年度9月期）

総務省は、平成24年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を9月19日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

36,050百万円

2 現金交付

平成24年9月27日（木）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

連絡先

自治財政局交付税課 山谷理事官

代表 03-5253-5111

(内線 23362)

直通 03-5253-5624

FAX 03-5253-5625

平成24年度交通安全対策特別交付金
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	866	795
2 青森	241	119
3 岩手	262	132
4 宮城	293	320
5 秋田	210	104
6 山形	255	128
7 福島	418	208
8 茨城	528	264
9 栃木	363	181
10 群馬	521	262
11 埼玉	1,127	757
12 千葉	842	558
13 東京	1,947	973
14 神奈川	890	1,235
15 新潟	336	320
16 富山	209	104
17 石川	218	109
18 福井	147	73
19 山梨	180	89
20 長野	433	214
21 岐阜	392	196
22 静岡	705	740
23 愛知	1,237	1,048
24 三重	345	173
25 滋賀	254	127
26 京都	313	391
27 大阪	1,180	1,172
28 兵庫	924	724
29 奈良	221	108
30 和歌山	189	94
31 鳥取	96	47
32 島根	130	64
33 岡山	345	360
34 広島	405	400
35 山口	259	129
36 徳島	165	82
37 香川	272	136
38 愛媛	269	135
39 高知	139	67
40 福岡	846	946
41 佐賀	236	118
42 長崎	246	123
43 熊本	259	283
44 大分	240	120
45 宮崎	311	155
46 鹿児島	376	187
47 沖縄	225	111
合計	20,865	15,185

* 表示単位未満を四捨五入しているため、
都道府県の数値の計と合計は一致しない
場合がある。

交通安全対策特別交付金制度の概要

1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
 - ・ 道路標識
 - ・ 横断歩道橋
 - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
 - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

6 交付時期

年2回(9月及び3月)

7 交付総額算定までのフローチャート

